

# 東京 屋敷林ネットワーク 会則

## 第1章 総則

### <名称>

第1条 この組織の名称を「東京 屋敷林ネットワーク」と称す。

### <屋敷林>

第2条 ここでいう屋敷林とは、別に定める内容(後記)を基本とし、面積規模を要件としない宅地内の緑を言う。

### <事務所>

第3条 この組織の主たる事務所を 東京都足立区西新井栄町 2-3-3 さくら参道ビル 307号 に置く。

### <目的>

第4条 東京都内の屋敷林の保全に賛同する所有者、協力者等がネットワークを築き上げることにより、交流、学習、情報交換を活性化し、個々の屋敷林の維持管理、価値向上、保全策に関し有意な支援を行うことで、東京に残された希少な緑の保全につなげることを目的とする。

### <活動>

第5条 この組織は、第4条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

#### ①情報交換

今日の屋敷林等の話題、問題を共有するため、会員間や行政、環境貢献企業との情報交換の場を設ける。

#### ②学習会

特別講師を招聘し、屋敷林に関わる掘り下げた知識を学び合う場を設ける。

#### ③懇親会

会員間の懇親を深め、緩やかに新しいネットワークを育てるための機会を設ける。

#### ④協力とサポート

自治体の緑の保全策の立案に協力し、会員所有の屋敷林保全策について共助  
互惠の精神のもと、必要な協力とサポートを行う。

#### ⑤調査・研究

屋敷林の価値を高めていくため、都市計画、環境、文化財、コミュニティガーデン、税制、基金、セキュリティ等様々な視点から調査・研究を行い、会員に提供すると共に、必要に応じて学会・専門誌等に発表する。

#### ⑥屋敷林の認定

屋敷林を社会において特別に価値のある存在としていくための、認定システムを開発・構築する。

#### ⑦企画事業

会員の屋敷林等を再認識する見学ツアー、保全の意思を明示するシンボルガジェットを設置運動、地域での落ち葉掃き運動、写真展など、屋敷林等や取り巻く環境を見直し、重要性や希少性を訴えるための企画を実施する。

#### ⑧普及拡大事業

ホームページやニュース、様々なツールによる情報を発信すると共に、会員のもつネットワークや個別情報を開拓して新会員の拡大を図る。

#### ⑨収入事業

屋敷林等に関わる啓発を行い、会の運営に資するため、ガイドブック、冊子等の販売、有償の講演、講師活動、イベント等での有料収入事業を行う。

## 第 2 章 会員等

### <会員の種類>

第 6 条 この組織の会員は、次の 5 種とする。

- (1)屋敷林所有者会員 この組織の目的に賛同する屋敷林所有者と同居する親族
- (2)協力会員 この組織の目的に賛同し、事務局活動に協力する個人
- (3)賛同会員 この組織の目的に賛同し、会費等をもって協力する個人
- (4)団体会員 この組織の目的に賛同し、会費や活動等をもって協力する団体と企業
- (5)学生会員 この組織の目的に賛同し、活動に参加あるいは協力する学生(大学、短大、専門学校、高校を原則とする。)

### <顧問>

第 7 条 本会に一定の学識を有する複数の顧問を置くことができる。顧問は、目的を達成するために、組織に対し必要な助言、支援を行う。

- 2 顧問は総会における議決権を有する。

### <サポーター>

第 8 条 会員とは別に、この組織の目的に賛同し、各地域においてイベント等の不定期の行事に助力するサポーターの制度を設ける。

### <入会と退会>

第 9 条 この組織への会員としての入会は、別途に定める入会申込書により、組織代表に対して申し込む。

- 2 入会の可否は、正当な理由をもって代表が判断する。
- 3 退会・会員の喪失は、退会の意思を文書で表明した時、死亡・失踪宣告を受けた時、団体が消滅した時、長い間会費を納入しない時、その他社会的正義に反する行為を認めた時に発効する。

#### <会費>

第10条 会員は、以下の会費を年度初めに納入しなければならない。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1)屋敷林所有者会員 | 3000円／年  |
| (2)協力会員     | 1500円／年  |
| (3)賛同会員     | 1500円／年  |
| (4)団体会員     | 10000円／年 |
| (5)学生会員     | 無料       |

#### <寄付金>

第11条 組織は、この組織の目的に賛同した個人、団体、法人から寄付金を受け入れることができる。

#### <会費等の不返還>

第12条 既に納入した会費及び寄付金は、返還しない。

### 第3章 役員等

#### <種類及び定数>

第13条 この組織に以下の役員並びに補佐職を置く。

- |                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| (1)代表（組織を代表し、業務を総括する）               | 1人   |
| (2)副代表（代表の業務を補佐し、代表に事故あるときはこれを代行する） | 1人   |
| (3)会計幹事                             | 1人   |
| (4)事業幹事（特定の活動業務を主体的に担う）             | 事業相応 |
| (5)会計監事（会計を監査し、意見を述べる）              | 1人   |
| (6)補佐職（非役員とし、幹事の業務を補佐する）            | 適宜   |

#### <選任等>

第14条 組織代表が調整し、総会の同意を得て選任する。法的、社会的に正当な理由による解任も同様とする。

<報酬>

第 15 条 代表、副代表、顧問、幹事、会計監事、補佐職は無報酬とする。

<事務局及び職員>

第 16 条 この組織に事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、総会の同意を得て、代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

## 第 4 章 総会及びコア会議

<開催>

第 17 条 総会は毎年 1 回、会計年度末に開催する。招集は組織代表が行う。

<構成>

第 18 条 総会は役員、会員、顧問をもって構成する。

<権能>

第 19 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画並びに収支予算・決算
- (4) 役員選任、解任の同意
- (5) 会費の額
- (6) その他、運営に関する重要な事項

<総会の運営>

第 20 条 総会の議長ほか、運営に必要な職はあらかじめ会員の中から選定する。

2 総会は会員の 3 分の 1 以上の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 会則の変更は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

4 組織の解散は、会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決する。

5 総会に出席できない会員は、議長並びに他の会員を代理として表決を委任することができる。この場合、委任したものは総会に出席したものとみなす。

<役員会議>

第 21 条 組織活動の重要事項を検討するため、代表、副代表、顧問、幹事、会計監事、ほか代表が認める会員で構成する役員会議を設ける。

2 会議は定例あるいは重要事案に応じて代表が招集する。(対面または WEB 会議)

## 第 5 章 会計

<会計年度>

第 22 条 組織の会計年度は、9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終了する。

<収入の構成と区分>

第 23 条 組織の収入は、以下の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費
- (2)寄付金品
- (3)財産から生じる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)助成金
- (6)その他の収入

2 会計はその性格に分けて表記し、経理する。

<予算・決算>

第 24 条 組織の事業計画、これに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

2 組織の事業報告、収支決算は会計年度内に、会計監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第 6 章 解散

<事由>

第 25 条 組織の解散は、以下の事由による。

- (1)会の運営が事実上できなくなった時
- (2)重大な過失など、社会に反する事態が発生した時
- (3)会員数の維持が困難になった時
- (4)その他、組織の存続が合理的と言えなくなった時

<残余財産の帰属>

第 26 条 組織の解散に際し、残存する金銭財産は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の決議により、処理方針を決定する。

附則

1 この会則は、設立会での承認後、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この組織の役員、顧問は以下に掲げる者とする。空席は逐次、委嘱する。

代表 大塚 高雄

顧問 福嶋 司

幹事 空席

品田 穰

臨時幹事(高橋孝家屋敷林等保全検討分科会:伴 武彦、白倉憲二、古賀卓夫、小山季廣、中村裕史)

会計監事 牛込 薫

3 平成 30 年 5 月 1 日 改正

4 令和元年(平成 31 年)5 月 1 日 改正

5 令和 4 年10月10日 追記(附則)

6 令和 5 年 9 月 1 日 改正

臨時幹事を廃し、第 13 条に定める改正役員等は別紙に掲げる者とする。

---

## 第 2 条 屋敷林（補追）

ここでの屋敷林は、囲繞性(防風対策等で屋敷を取り囲んでいること)、密着性(日々の生活と長い間相互依存的になっていること)、歴史性(世代を超えて育まれていること)、超高木性(屋敷より一段と樹高が高いこと)、風致性(遠方から視認して自然あるいは人里景観として優れていること)を備えるものとする。